

資産の運用方法の概要

1 趣旨

資産運用における運用対象等について、民営化時に郵政民営化法第138条第2項の規定に基づき、平成19年10月4日に認可申請を実施。同年、12月19日付で認可を取得しました。

民営化以降、安定的な資産運用収益の確保、およびさらなる運用収益向上を目指すべく、資産運用の多様化に取り組んでおり、近年では三井物産や大和証券グループとの提携等でさらなる収益源の多様化・成長機会の創出を進めています。

提携関係等、様々なステークホルダーから優良な投資案件等の紹介もある中で、現状の認可取得済みの運用対象では対応ができず、投資機会を逸しているケースがあります。よって今回、平成19年に認可を取得していない範囲においても、届出を行い他の生命保険会社と同等の運用ができるようにするものです。

2 内容

次の(1)～(4)の届出を、それぞれ記載の理由により行います。

(1) 不動産の取得（保険業法施行規則第47条第2号）

営業用不動産を投資用不動産として活用することおよび投資目的で現物不動産を取得することができるようとするため

(2) 組合契約又は匿名組合契約に係る出資（同6号の2）

GK-TKスキームでの出資を可能とするため

(3) 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託（同8号）

投資一任契約を付けない特定金銭信託での投資を可能とするため

(4) 金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引（同10号）

クレジットデフォルトスワップを活用した債券投資を可能とするため